

障害福祉サービス事業者で製作した商品の愛称の創設

従来、障害のある方が事業所で製作したものを「授産商品」と呼ぶことが一般的であったが、「授産」という言葉には「人に仕事をあたえる」というマイナスイメージを抱きやすく、独自の愛称を定めて呼称している自治体もある。

障害者自立支援法（H23までの旧法）時代、一般就労や十分な収入の確保が難しい人を対象とし、就労やスキル習得・自立をサポートする施設を「授産施設」と呼称していた。現行法（障害者総合支援法）においては、就労継続支援B型事業所等、各サービス事業所と呼ぶことが一般的となっている。

【参考】静岡県の「ふじのくに福産品」の名称について

静岡県が障害のある人が作成する授産商品の愛称として**公募により決定**（応募総数125点）したものである。

「福産品」という言葉は造語であり、他自治体において「福産品」との名称を使用することや、「福産品」の前後に言葉をつけての使用は想定していないことを確認。
（静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課）

公募による愛称決定について

障害のある人が地域で自立した生活を送り社会参加につながるよう、障害福祉サービス事業所でつくられた製品への認知度向上や販路拡大を目指し、県民に身近に感じられ親しまれることを目的に、愛称を募集する。

応募の中からユニバーサル社会専門分科会で決定をお願いしたい

- ・公募にあたっては、審査項目や要件などを整理
- ・6～7月を募集期間とし、秋頃決定